

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のC店（以下「事業場」という。）において、化粧品売り場のレジ打ち、商品の陳列及び接客の業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、上司からモラルハラスメント、パワーハラスメントを受け続け、また、平成〇年〇月〇日の業務上の負傷に関して強い叱責を受けたこと等により、抑うつ状態等になったという。請求人は、同年〇月〇日、D病院に受診し、「抑うつ状態、慢性疼痛」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、E医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を精査した上で、請求人は平成〇年〇月〇日頃にICD-10の診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと述べており、当審査会としても、E医師の意見は妥当なものと判断する。

なお、請求人は、上司の強い叱責等が原因でうつ病及び慢性疼痛を発病したと主張するところ、F医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、慢性疼痛について、上司とのコミュニケーションのギャップによる怒りの感情が処理しきれていないことが一定の原因と考え、精神疾患に準ずる旨述べており、当審査会としても、F医師の意見は妥当なものと判断されることから、以下、慢性疼痛については本件疾病と併せて検討する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事」以外の出来事について

請求人は、評価期間において、①平成〇年〇月頃、G主任が請求人とHの関係を「ケンカ」と表現したため、請求人とHとの関係が悪化したこと、②同年〇月、G主任から「請求人の家には、夜遅く電話したら、だめらしいわ」と嫌味を言われたこと、③同月、請求人が面談の際に提出した書類を見たG主任から「おーおー、いっぱい書いてくれて」と嫌味を言われたこと、④G主任から、有給休暇の取得に関し請求人が事業場に何も協力していないように言われたこと、⑤有給休暇の取得申請に、G主任が難色を示したこと、⑥同年〇月〇日、走ってきた子供に右足指を踏まれ負傷したこと、⑦同月〇日、前日の負傷に関してG主任から強く叱責されたことにより強い心理的負荷を受けた旨主張していることから、以下、検討する。

ア 上記①の出来事について、G主任の対応が、請求人とHとの関係を悪化させたことは推認できるものの、Hとの間に具体的なトラブルが生じたものではなく、当審査会としても、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」及び「同僚とのトラブルがあった」（どちらも平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 上記②、③及び④の出来事については、G主任から請求人が種々の嫌味を言われたとするものであり、業務指導には直接関係しない内容であることから、当審査会としても、これらの出来事を認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、G主任から叱責を受けたものではなく、人格や人間性を否定するような内容でもないことから、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上記⑤の出来事については、当審査会としても、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、業務繁忙期における事業運営上の業務指導の範囲内と考えられ、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 上記⑥の出来事については、走ってきた子供に足を踏まれ、右足打撲傷の負傷を負ったものであり、傷病の程度も平成〇年〇月〇日付けI医師作成の診療録によっても、約〇日間の局所安静加療を要する程度のものであること

から、当審査会としては、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)あるいは同「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)のいずれにも該当しないものであると判断する。

オ 上記⑦の出来事については、G主任が請求人に対し、来客との接触事故を防ぐように何らかの注意を与えたものと推認されるが、業務指導の範囲を超えるものではなく、強い叱責があったとも認めることもできないことから、当審査会としても、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(5) 以上のとおり、請求人の本件疾病の発病前の出来事は、いずれも心理的負荷の評価は「弱」であることから、その全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。